

県民の皆様へ

令和2年5月25日、政府は、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、特措法による緊急事態の解除を宣言しました。

島根県としては、5月14日に緊急事態宣言の区域外となって以降、感染防止と日常の生活、経済活動をどこまで両立できるかといった観点から、県民の皆様にお願ひする内容を少しずつ緩和してきました。

他県との往来の自粛要請について、

6月15日から、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（5月25日以降に緊急事態宣言が解除された都道府県）の5都道県を除いた都道府県について、往来の自粛要請を解除します。

自粛要請を解除していない5都道県との不要不急の往来は、当面控えてください。

自粛要請を解除した都道府県との往来の際は、行先の県が提供している最新の情報を確認し、感染予防を徹底するようお願いします。

なお、観光振興の観点からの人の移動については、引き続き県内観光の振興から取り組み、その状況を踏まえつつ、次の段階から県外からの人の呼び込みを実施します。

一方、現時点で、感染を予防するワクチンや治療薬がなく、感染リスクがなくなったわけではありません。このため、県民の皆さんへは、「基本的な感染症対策の徹底」を引き続きお願いします。

これまでと同様に、

- ①「三つの密」の回避
- ②「人と人との距離の確保」
- ③「マスクの着用」
- ④「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組むようお願いいたします。

また、これまでにクラスターが発生しているような、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等については、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置など、店舗側で十分な感染防止策がとられている場合を除き、外出機会は極力減らしてください。

こうしたところに外出される際には、今申し上げた店舗側の感染防止対策に頼るだけでなく、各人が、「人と人との距離を保つこと」、「マスクの着用」、「手指の消毒」、「発熱等の症状がみられる場合の外出自粛」などの基本的な感染対策を徹底してください。

同時に、県民の皆様の経済活動や日常の生活が、感染症発生前の状態に少しでも近づけるよう、県内で発生した場合のクラスター対策や、医療の確保、県内企業の事業継続に引き続き全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月12日

島根県知事 丸山達也